

広島県水道広域連合企業団管理規程第57号

広島県水道広域連合企業団神石高原町簡易水道事業における水道事業給水規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団神石高原町簡易水道事業における水道事業給水規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の構造及び材質（第3条）
- 第3章 給水装置の工事及び費用（第4条—第7条）
- 第4章 給水（第8条—第16条）
- 第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第17条—第24条）
- 第6章 管理（第25条—第27条）
- 第7章 貯水槽水道（第28条）
- 第8章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、神石高原町簡易水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第2条第1号に定める神石高原町簡易水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第2章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。

- (1) 給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。
- (2) 給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。
- (3) 給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して、企業長が定める適当な大きさによらなければならない。ただし、特別の理由があると認められ

る場合は、この限りでない。

- (4) 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。
- (5) 給水装置の材料の種類は、別に企業長が定めるところによらなければならない。
- (6) 給水管は、公道内の車道及び歩道並びに路肩部分については道路管理者の許可によるものとし、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設するものとする。ただし、技術上その他やむを得ない場合はこの限りではない。

第3章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の種類)

第4条 給水装置工事の種類及びその意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新設工事 給水装置を新しく設ける工事
- (2) 増設工事 給水栓を増加する工事
- (3) 改造工事 給水装置の位置及び口径を変更し、又は給水装置の一部を撤去する工事
- (4) 撤去工事 給水装置の全部を撤去する工事
- (5) 移転工事 家屋移転等に伴い既設の給水装置を移転する工事
- (6) 修繕工事 給水装置破損の修繕等で前各号に掲げるもの以外の軽易な工事

(給水装置工事の申込み)

第5条 条例第5条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

(給水装置使用材料の証明)

第6条 企業長は、条例第7条第2項に規定する設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が施行令第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 企業長は、前項の規定により企業長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(利害関係人の同意書等の提出)

第7条 次の各号に該当するときは、条例第7条第3項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

- (1) 他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
- (2) 他の者の所有地を通過し、又は他の者の所有する土地に給水装置を設置するとき。
- (3) その他企業長が必要と認めたとき。

第4章 給水

(メーターの設置)

第8条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

(共用給水装置の設置及び使用)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものは、共用給水装置の使用を認めない。

- (1) 専用給水装置のある家屋に居住するもの
- (2) 営業用に使用するもの

(保管責任)

第10条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は毀損したときは、企業長に届け出なければならない。

- 2 企業長は、条例第21条第4項の規定により亡失又は毀損したメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格等を考慮して損害額を定めるものとする。

(給水の申込み)

第11条 条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

(代理人及び管理人の届出)

第12条 条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

(各種の届出)

第13条 条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

(給水装置及び水質の検査)

第14条 条例第25条第1項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

- 2 条例第25条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。
- (2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

(危険防止の措置)

第15条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、企業団の水道以外の水道管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に

衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。
- 7 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

(給水管防護の措置)

第16条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

- 2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠蔽にかかわらず、防寒装置を施さなければならない。
- 4 酸、アルカリ等によって浸されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

(月の定義)

第17条 料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までを2か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

(定例日)

第18条 条例第30条第2項に規定する定例日は、25日から月末までの期間内のメーターの計量を行う日をいう。

(特別な場合における料金の算定)

第19条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止した場合の料金は、使用水量に応じた金額とする。

(料金の算定及び徴収方法)

第20条 料金は、隔月の定例日のものにあつては、2か月使用水量を二分したものを定例日の属する月及び前月分の使用水量として算定し、定例日の翌月及び翌々月に徴収する。

- 2 毎月の定例日のものにあつては、その使用水量を定例日の属する月分として算定し、定例日の翌月に徴収する。

(料金の納期限)

第21条 料金の納期限は、毎月末日（12月にあつては28日）とする。

2 口座振替及び自動払込みの場合は、企業長が定める指定振替日とする。

(使用水量の認定基準)

第22条 条例第31条の規定による使用水量及び用途を認定する方法は、次のとおりとする。

- (1) メーターに異常があったときは、故障前3か月間の平均使用量とする。
- (2) 不可抗力による漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難しいときは使用水量の2分の1とする。

(料金等の減免)

第23条 条例第37条の規定により軽減し、又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、企業長が認めるものに対して行う。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者の加入金
- (2) 集会所へ給水開始する場合の加入金
- (3) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (4) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企業長が公益上その他特別の理由があると認めるもの

2 前項の規定による料金等の軽減又は免除の申請は、企業長が別に定める申請書の提出をもって行う。

3 企業長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、減免の処分を決定し、当該申請者に対し通知するものとする。

(過誤納等による料金の精算)

第24条 料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

第6章 管理

(給水の停止)

第25条 条例第41条に規定する給水の停止は、次のとおりとする。

- (1) 料金に対する給水停止は、企業長が別に定める。
- (2) 修繕費、その他条例の規定により納付する金額を指定期限後50日経過しても納付しないときは、その予告は、停止する日の前日までに当該使用者に対して行う。

(給水装置の切離し)

第26条 条例第42条第2号の規定による将来使用の見込みがないときとは、使用中止期間が1年以上となるときとする。

(料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準)

第27条 条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間

が3か月以上のもの 徴収を免れた金額の1倍に相当する額以上2倍に相当する額以下

(2) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月未満のもの 徴収を免れた金額の2倍に相当する額以上3倍に相当する額以下

(3) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月以上のもの 徴収を免れた金額の3倍に相当する額以上5倍に相当する額以下

(4) 特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者 徴収を免れた金額の5倍に相当する額

第7章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第28条 条例第27条第2項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

(2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第8章 雑則

(申込書等の様式)

第29条 申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。